令和5年度第2回地域医療対策協議会 議事録

事務局

定刻となりましたので、令和5年度第2回青森県地域医療対策協議会を開催いたします。開会の挨拶は 省略いたしまして、早速議事に入らせていただきたいと思います。青森県地域医療対策協議会の設置要 綱第6条第2項の規定により、会長は会議の議長となるという規定がございますので、これにより廣田会長 に議長をお願いしたいと思います。廣田先生よろしくお願いいたします。

廣田議長

皆さんこんばんは。御紹介いただきました弘前大学大学院医学研究科長の廣田でございます。それでは議事を進行させていただきます。協議事項1、地域枠医師の勤務先医療機関等について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

地域枠医師の勤務先医療機関等につきまして、資料1-1、1-2により説明いたします。資料1-1をご 覧ください。 前回の地域医療対策協議会におきましては地域枠医師の4年間の勤務先の医療機関として 算入される医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関の決定について議論いただきました。 御意見の うち主なものとしましては、今専門研修プログラムに入っている全ての施設をそうするのが適当であるという 御意見の他、非常勤医として連携施設に医師を派遣している病院、常勤医を派遣していない連携施設を 調査して、数を減らしていく方がよいのではないかといった御意見をいただきました。こうした御意見を踏ま え、県としてアンケート調査を実施いたしました。調査の結果については資料1-2にまとめてあります。な お御参考までに調査に対して発出した文書を資料1参考として添付してあります。 資料1-2をご覧くださ い。専門研修プログラム機関施設から寄せられた回答を取りまとめたものです。各基幹施設から連携施設 に対し、常勤医又は非常勤医として医師を派遣している、又は派遣する予定があるかどうかを御回答いた だいたものになります。常勤医等として派遣する予定がある場合、各医療機関の該当する欄に「くろまる」を 記入していただいております。常勤医として派遣している場合、連携先の医療機関がこの等に該当する医 療機関でなければ、地域枠医師の4年間の勤務先医療機関として算入されないということになります。この ため地域枠医師にとっては勤務先の候補になりにくいという影響が生じてまいります。このため常勤医とし て派遣する予定がある場合は原則として影響ありということになります。なおこれ以外にも影響が懸念される 場合については、影響ありとしてご回答いただいており、弘前大学から、新都市病院について常勤医として の派遣の予定はないものの、影響が懸念されるという御回答をいただいております。このため県全体を取り まとめた結果については、弘前市および青森市の全ての連携施設において影響ありという調査結果になり ました。

資料1-1にお戻りください。この調査結果を踏まえ、県としてどのように対応していくのかについては、 資料1-1、3、下段をご覧ください。第1回青森県地域医療対策協議会でも若手の地域枠医師のキャリア 形成に支障が出るのではないかとの御意見をいただいておりましたが、医師偏在の是正だけでなく、若手 医師が適切に自身のキャリアを築いていける体制を確保しておくことも医師総数の確保の観点からは重要 であると考えられます。よって弘前大学医学部附属病院は引き続き除くということになりますが、専門研修プ ログラム基幹施設及び同連携施設を全て「等」に含める、以上のとおりとしたいと考えております。具体の医 療機関名につきましては資料1-2のリストのとおりですが、再度掲載させていただいております。また弘前 大学医師修学資金貸与者につきましても、現在の医療機関を全て「等」に含めることとしたいと考えます。

廣田議長

ありがとうございました。ただいまの御説明に関して御意見や御質問はありますでしょうか。それなりの数、特に大学が問題ですが、大学の診療科の方でプログラムを成立させるために必要な病院ということで挙げていただくとこれだけの数になったというところです。本来は減らすべきと思いますが、これでいきたいと思っております。逐一教授会等で報告し、私としてもできるだけ減らしていく方向でいきたいと思っておりますが、今回に関してはこれでお認めいただけるとありがたいと思っています。

紺野委員

赤十字病院の紺野です。弘前市、青森市と記載している病院以外、例えば十和田や八戸の病院に関しては、勤務しても返還の対象にならないということになるのですね。

廣田議長

医師の多数地域又は少数区域ではないという認定のところに、地域枠卒業の研修医について派遣ができないということがあり、そこに「等」がということが入っていたので、必要なところは入れることができるということです。八戸、十和田に関しては少数地域になりますので、そこを話し合う必要がないということです。

紺野委員

うちの方には出していただけて、修学資金返還の対象になりますか。

事務局

事務局から回答いたします。地域枠医師の勤務先としては、医師少数区域内の八戸圏域ですので、カウントされることにはなりますが、弘前大学医師修学資金については基本的に自治体病院を対象とした制度となっております。そのため八戸赤十字病院につきましては残念ながらカウントの対象外ということになっております。

紺野委員

弘前市、青森市の自治体病院以外のところは、返還施設ということですか。

事務局

自治体病院は弘前大学医師修学資金の返還のカウントの対象になりますが、それ以外の病院、自治体病院以外については、弘前総合医療センターのようなケースを除き、原則として医師修学資金の義務年限の参入にはカウントされないということになります。

紺野委員

健生病院等と同じ扱いということでよろしいですか。

事務局

そのとおりです。引き続きということになります。

廣田議長

よろしいでしょうか。その他御意見等はないでしょうか。ないようであれば協議会として本案を了承いたします。

次の議題に移ります。協議事項2青森県保健医療計画(医師確保計画)及び協議事項3青森県保健医療計画(へき地医療対策)の素案について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

青森県保健医療計画における医師確保計画部分の素案について資料2-1及び2-2を中心にご説明 いたします。 資2-1を御覧ください。 前回の地域医療対策協議会におきまして、医師確保計画部分の素 案をお示ししたところですが、文言の整理や係数の更新等いくつかの修正箇所がありましたのでその主な ものをご説明いたします。全体をとおし、医学生、保健医療圏、臨床研修病院等の文言を統一しました。次 に各項目について文言の整理等を行いました。資料2-2で見え消し、赤書きで修正していますので、そち らで御説明いたします。資料2-2の6ページを御覧ください。これまでの主な取り組みの実績について記 入しております。ページ上段、(3)「ア」のタイトル部分につきまして、弘前大学の地域枠医師の確保に修正 しております。こちらにつきましては、a及びbの内容が地域枠医師の確保に関する内容であることに合わせ た修正です。また、「イ」の項目について、地域枠入学者への文言を、県内の大学の医学生に対するに修 正しております。こちらは、8ページ上段、「ウ」の項目で県外の大学の医学生に対する修学資金の貸与と しておりましたので、これと合わせるために修正いたしました。10ページを御覧ください。2020年の医師数の 現状、2026年の目標医師数、2036年の必要医師数を記述しております。2036年の必要医師数について、 今般、国から新たに算出した数字が示されましたので、係数を修正しております。また、2020年の医療施設 従事医師数についてですが、ホームページにおいては県全体で2,633人としているところですが、医師・歯 科医師・薬剤師の所謂三師統計については2,631人となっております。この2人分の差が生じる理由につい て「※」で追加しました。 岩手県や秋田県で勤務している医師が、従たる勤務先として本県で勤務している 場合、医師偏在指標の算定上、従たる勤務先を0.2人と換算しております。 三師統計と異なるカウント方法 としているために2名の差異が生じております。11ページを御覧ください。(2)主な政策「ア」の2段落目の2

行目、第8次医療計画等に関する議論の状況を踏まえの記述を削除しております。なお、これ以外にも修正しておりますがが、基本的には弘前大学の地域枠医師の確保、必要医師数、県内の大学の医学生に対する修学資金の貸与等、これまで説明した内容に合わせた修正を行っているものです。13ページを御覧ください。県として弘前大学に寄附講座を設置しているところですが、この財源に地域医療介護総合確保基金を活用しております。この点を明示させていただくためにこの文言を追記しております。14ページを御覧ください。ページの中ほどに下北及び八戸に関する記述がありますが、こちらも修正しております。「~のため、~が~するための経費」という書き方に合わせるために、県南地域の産科医療提供体制の強化を図るため八戸市民病院が東北大学に産科医療ネットワークの構築や人材育成業務を委託する経費に対し、補助を行っていきますと修正しております。戻りますが3ページから5ページを御覧ください。前回の第1回地域医療対策協議会では未定の内容としていたところです。医師少数スポットの設定、考え方について記載しております。なお、医師少数スポット及び考え方につきましては、第1回地域医療対策協議会に先立ち委員の皆様に書面で意見照会した際の事務局案の資料と同じ内容です。

続きまして、協議事項3の青森県保健医療計画のへき地医療対策について御説明いたします。資料3を御覧ください。1ページ目に現在のへき地医療の現状について記載しています。へき地は10無医地区20準無医地区となっており、へき地診療所は15あります。へき地医療拠点病院については、令和5年2月に外ヶ浜中央病院の指定を取り消しましたので、7病院から6病院です。なお、資料の8ページの方に医療連携体制の圏域に無医地区等の地区、へき地診療所、へき地医療拠点病院等を掲載しております。2ページ目に巡回診療、医師派遣及び代診医派遣の現状について記載しています。巡回診療については、受診患者数が減少傾向です。また、医師派遣及び代診医派遣の状況については令和元年度に青森県中県立中央病院がへき地医療拠点病院に指定されたことに伴い増加しています。3ページから5ページについては、施策の方向性について記載しています。国の指針に基づき、県が行うこととされている取組等を記載しております。時間の関係で詳しい説明は省略いたしますので、後ほど確認いただければと思います。6ページから10ページについては、第1回地域医療対策協議会において、へき地医療計画の方向性についてお示ししたロジックモデルや指標等を掲載しています。第1回地域医療対策協議会にお示ししたものと、変更ありませんので、後ほど御確認いただければと思います。

廣田議長

ただいまの説明に対して御意見御質問はないでしょうか。

藤野委員

県立中央病院の藤野です。資料2-2の11ページについてです。「ウ」県内の大学の医学部に進学する者から県外の大学の医学生に文言を修正しておりますが、この表現ですと、県外の大学の医学生に対する修学資金など、県内出身でも良いことになる。「ウ」の文言は、あくまでも県内にいる方が県外の大学に進学する者に対する修学資金である。変更した内容ですと、例えば岩手県の大学生でも東京の大学に行き、青森県に勤務すればそれに対する修学資金を対応するということに解釈されると思いますが、文言が違う

のではないか。あくまでも本県出身の医学生が県外の医学部に進学する場合、修学資金を対応するという ことですよね。

事務局

今まで県内出身者ということでしたが、他県で県外出身者にも貸与しているケースがあります。

藤野委員

そうしますと、2行目の再び本県へ戻りを削る必要がある。

事務局

検討中でして明確に記載することができませんでした。

藤野委員

県外出身の医学生で県外の医学部に進学した場合でも、青森県に来るのであれば対応するということで すよね。

事務局

それを今検討しております。

藤野委員

ありがとうございました。

松岡委員

六ヶ所村医療センターの松岡です。資料3の4ページ、(2)診療を支援する体制①地域医療支援センターの役割の強化と機能の充実のところです。自治医科大学及び弘前大学医師~のところで、青森県地域医療支援センターに登録し、勤務に繋げるように取り組みますとありますが、実際この制度で登録されていますでしょうか。また、へき地地診療所等の勤務につなげるよう取り組みますと記載されていますが、具体的に何かやっているものでしょうか。確認です。

事務局

地域医療支援センターへの登録を進めております。具体的な取り組みですが、特別枠貸与医師につきましては、町村部の医療機関等についての勤務を条件付けるということで、そちらの方に向けるような取り組みとして行っております。

松岡委員

登録されていることは本人も分かっていることですよね。

事務局

登録されているのは、本人から同意書を受け取った上で登録しておりますので、本人が分からずに登録 ということはありません。

松岡委員

わかりました。ありがとうございます。

廣田議長

その他ないでしょうか。それでは本案につきましても協議会として了承することとしてよろしいでしょうか。では協議会として本案を了承することといたします。

次の議題に移ります。協議事項4、臨床研修病院の指定継続について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

時間も迫っておりますのでポイントのみ説明いたします。まず医療法及び医師法の一部を改正する法律 (令和2年4月施行)により、都道府県は臨床研修病院の指定を受けようとする病院又は臨床研修病院が指 定基準に適合しているかどうかを確認するに当たって、実地調査ができることとされました。調査の上で指 定基準の判断を行う場合、地域医療対策協議会の意見を聞いた上で行うこととされていますので、本日の 協議事項に挙げさせていただいております。令和5年度臨床研修病院実地調査の実地病院ですが、9月1 3日に黒石病院に実地調査を行っております。 調査対象とした理由につきましては、臨床研修病院の基準 に2年にわたり適合していないことが確認されたためです。調査の結果は3実地調査の結果についてまとめ ております。全体評価はB、細かい評価基準については資料4-3を参照ください。全体のまとめとしまし て、調査の結果ですが、通年の入院患者数を現状上回っており、年間を通して最終的に3,000人以上にな ることが十分予想される。また、黒石病院で研修要件を満たす経験症例数は現在研修医が経験しており、 項目に偏りはありませんでした。研修医に対し、指導医等からの適切な助言指導が行われまして、研修医 が到達目標に向かって順調に成長していることが感じ取れました。以上のことから指定継続の判断につい て事実調査を行った事務局としては、黒石病院は適切な指導体制が確保されており、研修医が基本的診 療能力を習得できると認められるものと判断し、指定を継続することとしたいと考えております。協議会で承 認された場合は、指定継続後の対応についてにありますが、定期的に巡回調査を行い、引き続き臨床研 修病院の指定基準を満たしているかどうか確認を行うこととしております。なお、改善を要する事項として個 別に指示した事項がありますが、そちらについては別途改善報告書を受領後に東北厚生局に指示及び項 目内容を通知しまして、引き続き臨床研修の指定を継続し、研修医の育成に努めていただけるということで 考えております。

廣田議長

コロナの中でどの病院も大変だったということだと思いますが、今は適切にされているということです。これに関しまして御意見ありますか。問題はないと思いますが、了承してよろしいでしょうか。それでは協議会として本件を了承することといたします。

報告事項に入ります。特定労務管理対象機関申請予定医療機関における進捗状況について事務局から御説明をお願いいたします。

事務局

資料5を御覧ください。特定労務管理対象機関申請予定医療機関における進捗で、現在、県で申請予定として把握している病院については6病院です。全ての病院において評価センターに書類が提出され、質問対応等を行っている最中です。現状としては、評価センターから結果が届いている病院はありません。県への特定労務管理対象機関への申請期限は、令和5年11月30日までで、病院に案内をしているところですが、評価センターの結果が出ましたら速やかに県に申請いただくということで、11月30日を過ぎた場合においても、申請を受け付けたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。令和5年度第3回地域医療対策協議会で指定の可否について皆様に議論をいただく予定としております。6病院が全て指定を受けることにより、4月以降、青森県の地域の医療提供体制が確保されていくものと考えております。

廣田議長

事務局からの説明のとおり、11月30日の締め切りですが、それ以降も受け付けるということですので、提出をお願いいたします。これに関して何か御意見はありますか。よろしいでしょうか。それでは報告事項については以上となります。

最後に委員の皆様方から何か御意見等ありますか。

岩村委員

本県の医師確保を進めていくために弘前大学医師修学資金の貸与枠を増やすべき。

紺野委員

修学資金に関しては、多くは国から県という形で、県の医療に関して均てん化することを目的に、大部分はそういうお金で賄われていると思います。市町村からも入っているということで自治体病院の方でという勤務を優先して義務年限を免除するという枠組みになっていますが、専攻医、初期臨床研修医、それなりの研修を受けるという観点から言えば、地域医療支援病院、初期臨床研修病院として指定を受けた病院には、それなりの教育能力があると判断いただき、地域枠のカリキュラムの一環として、返還の文言を入れていただけるとありがたいと思います。今回の枠組みを見てみますと、少し偏りがあるという気がいたしますので、県の方でも課題として御検討いただきたいなと思います。

廣田議長

ありがとうございました。竹内先生お願いします。

竹内委員

健生病院も、八戸赤十字病院さんと同じで、頑張っているので免除にいれていただけると、とても助かるなと思います。免除にならないのであれば、また大学とかでやらないといけないので後期研修の先生等不利益になるといけないなと思い、ぜひ御検討していただければと思います。

廣田議長

ありがとうございます。厚労省とか県の行政がどう考えているかがとても大きいと思います。例えば労災病院に送れない、昔は国立が駄目等いろいろありましたので。県の方どうでしょうか。

事務局

以前からそういうお話をいただいております。まず地域枠の中で、修学資金が貸与されている方は、自 治体病院が中心ということになっております。ですが、地域枠で修学資金の貸与を受けていない方につい ては、赤十字病院、健生病院等は、対象に入る形にはしております。貸与者がいない場合については、適 用になっているということを御理解いただければと思います。いただいた御意見につきましては、県の判断 だけでなく、市町村とも協議しながらになりますので、今のところ御意見ということで承っておきたいと思いま す。

廣田議長

その他何か御意見ありますでしょうか。それでは事務局にお返しします。

事務局

これをもちまして令和5年度第2回青森県地域医療対策協議会を閉会いたします。本当にありがとうございました。